

令和5年度 仙台教育事務所管内事務職員会 冬季研修会 発表資料

服務と経理

【 回答編 】

黒川郡事務職員会

本日の発表は、『服務と経理Q&A』と題した、1問1答形式の発表です。
これは、平成6年11月の研修会で黒川地区が発表した「質疑応答100問100答」を
令和5年度版に、修正・更新したものです。

資料は、事前に送付しておりました「服務と経理 Q&A(問題編)」です。
発表終了後、回答 と 根拠法令や規則、通知、参考文献 を記載した「回答編」を配布する予定です。

資料の最後に、黒川郡事務職員会研修委員の氏名・学校名 を記載いたしました。
発表担当者の紹介は、そちらをご覧ください。

1問1答は、基本的なものから、少し複雑な事例まで、様々ございます。
若年層の方は、日々の業務の再確認として、
経験豊富な方々は、基本に立ち返る時間として、
どうぞ最後までお付き合いください。

なお、今回の発表資料の 修正・更新にあたり、
仙台教育事務所 次長(総務班長) 昆 清悦 様をはじめ、事務所の方々にご指導いただきました。
お忙しいなか、ご指導・ご助言賜り、誠にありがとうございました。

1 服務關係 47問

2 經理關係 22問

服務關係

47問

【質問 1】

特別休暇には日単位でとれるものと連続してとらなければならないものがあるが、それぞれどういうものか。

〈答え〉

- 日単位でのみ取得可能 4号(ボランティア) 5号(結婚) 11号(産前) 12号(産後)
15号(健康管理) 24号(夏季) 25号(リフレッシュ)
- 必ず連続で取得 5号(結婚) 25号(リフレッシュ)
- 日数の範囲内で取得 22号(忌引き)

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条

【質問 2】

連続する7日の忌引休暇の途中1日出勤しなければならない場合の手続き方法は？

〈答え〉

申請前の場合は特別休暇を取得する日に分けて申請する。

申請後の場合は出勤する日のみ「特別休暇承認取消申請書」を提出する。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条

〈根拠〉

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について 第27条関係11

〈参考〉

「地方公務員勤務時間等質疑応答集」(第4次改訂版)(学陽書房 2005年) p212

【質問 3】

学校職員の勤務時間、休暇に関する規則第20条第23号で、「父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事の場合 1日以内」の条文がある。一回忌、三回忌等に法事を行う場合があるが、初七日、四十九日、初盆、うら盆等については、特別休暇を認めることができるか。

〈答え〉

●特休に認められるもの

年祭、回忌(49日、100日、1回忌、3回忌等)

※父母、配偶者、子の死亡後15年以内に行われるものに限る。

●特休に認められないもの

初盆、うら盆、彼岸会等の祭礼を含まないもの

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第23号

〈参考〉

給与テキスト(令和5年4月1日現在) p7-22

【質問 4】

学校職員の勤務時間、休暇に関する規則第20条第1項第22号の別表第3(忌引日数表)の「生計を一にする」とは、同居している場合に限られるのか。

〈答え〉

「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを必要とせず、例えば別居していても生活費を仕送りするなど、いわゆる経済的に生計を一にする場合も含むと考える。

〈参考〉

国税庁ホームページよくある質問Q&A

【質問 5】

出産後1年以内の女子職員が保健指導や健康診査を受けるときに、特別休暇は取得できるか。

〈答え〉

取得できる。ただし、「健康診査」を受診した日とは別に「保健指導」のみ受ける場合についても両者をあわせて「1回」とみなす。また対象は女子学校職員本人に限られ、配偶者、乳児、幼児は含まれず、医師等が母子保健法の定めと異なる指示をした場合、定めと異なる休暇期間を取得することができる。

※参考

母子保健法

1. 母子保健法第10条に規定する「保健指導」とは、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならないことを規定したものである。
2. 母子保健法第13条規定する「健康診査」とは、必要に応じ、その他の乳幼児や妊産婦に対しても健康診査を行い、又は健康診査を受けるように勧奨しなければならないことを規定したものである。

〈根拠〉

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について
第20条関係 3(7)

【質問 6】

中学校就学の始期に達するまでの子が健康診断または予防接種を受ける場合に特別休暇をとれるとあるが、具体的にはどんなものか。

〈答え〉

1. 健康診断とは、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査のほか、1ヶ月健診、8ヶ月健診等で、小学校就学の始期に達するまでの子のみ母子保健法に基づく健康診査以外のものも含まれる。
2. 予防接種とはジフテリア、百日せき、ポリオ等の他、小学校就学の始期に達するまでの子はインフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる(ただし小学校就学の始期に達した子については、予防接種法に基づくものに限る)。

〈根拠法令・規則〉

母子保健法 第12条

予防接種法 第2条

【質問 7】

中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に新型コロナウイルスワクチンを受けさせる場合、特別休暇を取得できるか。

〈答え〉

小学校就学の始期に達するまでの子は、インフルエンザの予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。

中学校就学の始期に達するまでの子は、令和5年5月17日通知により廃止のため、取得できない。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇に関する規則 第20条

〈根拠〉

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例

令和5年5月17日付け教第55号 新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇について

【質問 8】

新型コロナウイルスに係る職専免には、具体的にはどのようなものがあるか。

〈答え〉

1. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合

(予防接種を受ける時間、接種までの待機時間、予防接種会場への往復時間を含む)

2. 当該予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合

(接種当日及び翌日において療養する必要がある時間)

※職員本人がワクチン接種後、職場に戻った後(出勤した後)又は翌日に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合も含む。

〈根拠〉

令和5年5月17日付け教第57号 職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等の職務に専念する義務の免除について

【質問 9】

特別休暇には所属長決裁と教育長決裁のものがあるが、教育長決裁の場合、提出する特別休暇申請書の宛先は教育長決裁のものでも所属長でよいのか。

〈答え〉

原則として特別休暇簿で処理をし、所属長に専決権がない場合(市町村により異なるので確認)は「特別休暇(申請・届出)書」を使用する。その場合、教育長決裁となるため、宛先は市町村教育長になる。

〈根拠法令・規則〉

市町村立学校の管理に関する規則

【質問 10】

電車を利用して通勤している職員が、事故による遅延により 2 時間遅れて学校に到着したが、この場合“交通機関等の事故及びその他の不可抗力の原因による場合”とみて特別休暇を承認してよいのか。

〈答え〉

遅延証明書等により、特別休暇を取得することが出来る。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第26号

【質問 11】

女子職員の妊娠に伴う腰痛等について、病気休暇として承認できるか。

〈答え〉

一般的には、妊娠に伴う通常予想される身体的変化は病気ではないと解されており、質問のように妊娠に伴う弊害(つわり等)については、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第20条第1項第6号により、10日以内で必要と認める期間の特別休暇が与えられるものとされる。しかし、その状態がひどく、実際に身体に障害がある等医師が疾病と判断する事実があれば、病気休暇として承認はできるものとする。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第6号

【質問 12】

自家用車通勤で事故による交通渋滞で遅刻した場合、特休を取得できるか。

〈答え〉

突発的な事故等の渋滞で本人に過失がない場合は特休になるが、慢性的な渋滞や工事等予測できる状態の場合は年休となる。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第26号

【質問 13】

産休代替として4月30日まで任用されている講師が、日を開けずに5月1日から育休代替として任用された。この場合、4月30日現在の年休の残日数を繰り越すことはできるか。

〈答え〉

前の任用期間終了後30日以内の期間を空けて再度任用された場合は、繰り越すことができる。

〈根拠〉

義務教育諸学校等における臨時的任用職員取扱要綱について 3(2)ホ

【質問 14】

1月4日から1月7日まで年休をとる場合、年休簿の記入の仕方はどうすればよいか。

〈答え〉

1月4日の始業時刻から年休を取得する場合は、当日に出勤している者が本人の代わりに年休簿に記入・押印し、申し出を行う。(新年に繰越分も含め休暇が付与されるため、前年中の届け出はできない。)

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第12条第1項第2項

〈参考〉

「出勤簿表示と関連服務について」(平成24年度改訂版)(仙台教育事務所管内事務職員会)

【質問 15】

学校長自身が年休を行使する場合、だれの確認になるのか。

〈答え〉

学校職員の年休の時季変更権は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第3項の規定により市町村教育委員会にあるが、市町村立学校の管理に関する規則で校長の専決とされていることから、学校職員(校長を含む)の年休届は校長が確認する。

ただし、他の根拠法令(市町村教育委員会事務決裁規定等)があれば、規定により取り扱う。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第12条第3項
市町村立学校の管理に関する規則

【質問 16】

育児休業から復帰後の年休日数算定はどうなるのか。

〈答え〉

年次有給休暇は「職員としての身分」に着目して付与される休暇である。育児休業中の職員は、職務に従事しないが、職員としての身分を保有するので、育児休業中であっても、1月1日に現年分として新たに「20日」の年次有給休暇が付与される。(前年に行使しなかった年次有給休暇は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。)

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第12条第1項第2項

〈参考〉

育児休業等Q&A 平成31年3月改訂版

【質問 17】

校長が所属職員の葬儀に参列した場合の勤務の取扱いは。

〈答え〉

次のものは「出張」となりうるが、それ以外については「年休」となる。

- 職員と職務上の連絡・打合せを行う必要があり、郵便・電話等では対応ができないもの。
- 職員又は家族等と退職に関する手続き等の連絡で、郵便・電話等では対応ができないもの。

〈根拠〉

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 18】

児童生徒の葬儀に参列する場合の勤務の取扱いは。

〈答え〉

次のものは、教育効果を上げるため「出張」となりうるが、それ以外については「年休」となる。

●対象職員は、校長（又は代理者）及び当該児童生徒と指導上密接な関係があると校長が認めた者（例：担任、生徒指導主事等）で授業等校務運営に支障を及ぼさない範囲。

〈根拠〉

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 19】

他県の転入試験を受ける場合の服務の取扱いはどうなるか。

〈答え〉

年休である。

【質問 20】

職員が免許状の授与申請をするために健康診断を受けに行ったが、この場合の取扱いはどうなるのか。

〈答え〉

年休である。

【質問 21】

診断書の期間で「向こう〇ヶ月の入院加療を要す」または「今後〇週間の通院加療を要す」等の診断書の期間はいつからいつまでをいうのか。

〈答え〉

例えば6月10日の日付で「3か月の療養を要する」旨の医師の診断書が出た場合、民法第143条の例により、6月10日から9月9日までの期間を指す。なお、病気休暇の最初の日は、申請に基づくものなので、必ずしも診断日等と一致するものではない。

〈根拠法令・規則〉

民法 第143条

〈参考〉

病気休暇 Q&A 令和3年1月版（教職員課）

【質問 22】

病気休暇の診断書が休日の期間をまたぐ場合(例:診断書の期間が12月26日～1月5日)の病気休暇の期間はどうか。

〈答え〉

週休日等を挟む場合の病気休暇の計算は、その期間中に週休日等を含むものとする。

〈根拠〉

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について 第19条関係 3

【質問 23】

令和4年12月24日出産予定の職員が令和4年10月1日から病気休職となった場合、10月27日で病気休職を取り消して10月28日から産前休暇を取得できるか。

〈答え〉

産前休暇を取得できない。病気休職の原因となった事由がなくなるか、休職期間が満了するまでの間は、産前休暇を取得することはできない。

〈参考〉

病気休暇 Q&A 令和3年1月版(教職員課)

【質問 24】

代替教員が産休をとる場合、その代替配当は可能か。

〈答え〉

可能である。

〈根拠法令・規則〉

地方公務員法 第22条の3

【質問 25】

研修機関において研修中の職員の休暇の申請は、研修機関の長に対して行うのか。

〈答え〉

県費負担教職員の服務監督者は市町村教育委員会であり、直接の監督者は校長となる。

服務上出張となる研修の場合、市町村立学校の管理に関する規則により、原籍校校長又は市町村教育委員会に対して申請する。

〈根拠法令・規則〉

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第43条第1項

学校教育法 第37条第4項

市町村立学校の管理に関する規則

【質問 26】

服務上職専免となる研修とはどういうものをいうのか。

〈答え〉

大学院修士課程への派遣。ただし、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定による大学院修士課程派遣の2年目にかぎるものであること。

〈根拠法令・規則〉

職務に専念する義務の特例に関する条例 第2条

〈根拠〉

職務に専念する義務の免除手続き等について

令和4年6月30日付け教第98号一部改正 職務に専念する義務の免除手続き等について

【質問 27】

市町村の就学指導委員会に委員として出席した場合の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

市町村からの委任状があり、また、費用弁償もされるので「職専免」と思われる。

(市町村で条例として定められている場合に限る。)

〈根拠法令・規則〉

市町村服務規程

【質問 28】

人間ドック・健康診断で再検査の場合職専免が取得できるか。

〈答え〉

市町村条例によって異なるが、一般的には職専免で良いと思われる。

ただし、結果を聞きに行くだけの場合は年休になり、病名のついた後の検査は病休扱いになる。

〈根拠法令・規則〉

市町村服務規程

【質問 29】

教育職員免許法認定講習を受ける場合の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

文部科学大臣が認定した教育職員免許法施行規則第5章に規定する教育職員免許法認定講習を受ける場合は、特別休暇となる。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第29号

〈根拠〉

平成22年6月30日付け教第160号 教育長通知

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 30】

社会教育主事講習を受ける場合の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

生涯学習課の事業により職務として、社会教育法第9条の5に規定する社会教育主事講習を受ける場合は、出張となる。

〈根拠〉

令和5年3月24日付け教第430号 特別休暇の取扱いについての一部改正について

【質問 31】

民間会社の募集する海外研修に参加した場合の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

その内容が職務に関連あると承認されれば「特休」扱いとなる。(教員が長期休業中の場合は承認研修もある。)

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第32号

教育公務員特例法 第21条

【質問 32】

長期休業中の民間の講習会を受講した場合の勤務は。

〈答え〉

校長が認めれば出張。または、承認研修もある。

〈根拠法令・規則〉

教育公務員特例法 第21条

【質問 33】

日曜日に運動会等で勤務の場合、振休措置がとられるが、勤務命令が出ても日曜日に出勤できない場合、日曜…年休・平日…振休でよいか。

日曜日がそのまま休みで他職員が振休の日に年休という考えもあると思う。

〈答え〉

週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更簿の決裁が終わっている場合は、「日曜日…年休、平日…振休」となる。

割振り変更簿作成前に出勤できないことが分かっている場合は、該当職員は勤務の割振り変更を行わない。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第5条

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第3条

市町村立学校の管理に関する規則

【質問 34】

勤務の割振りが個人毎に行われるならば、特定の職員が毎日曜日出勤で平日に勤務を要しない日を割り振ることも可能なのでは？

〈答え〉

学校運営上は不可能であると思われる。

〈根拠法令・規則〉

労働基準法 第35条

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第5条

市町村立学校の管理に関する規則

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例

〈根拠〉

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する施行について

【質問 35】

勤務の割振りは誰がいつ行うのか。

〈答え〉

学校長が行う。

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第4条で県費負担教職員にあつては、その者の属する市町村の教育委員会が定めることになっている。それを受けて、各市町村では「市町村教育委員会に属する県費負担教職員の勤務時間に関する規定」で学校長に委任している。また、「市(町村)立学校の管理に関する規則」でもそれぞれに定められている。

校長が勤務時間の割振りを行ったときは、職員に対して速やかに明示することになっている。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第5条

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第3条

【質問 36】

PTA 指導者研修に参加する場合の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

県等主催者からの指定又は推薦で、PTAを担当する仕事が校務分掌により割り当てられている者であれば公務出張は可能である。

〈根拠〉

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 37】

PTA の役員となり、その用務のため出張する事は可能か。

〈答え〉

PTA などは学校教育活動のための団体ではなく、社会教育活動を行うための団体であり、その団体の役員としての活動は、公立学校教職員としての公務ではなく、教職員個人としての活動ということになる。よって、このような出張を公務出張として取り扱うことはできない。ただし、その旅行用務が学校運営又は教育活動と密接に関連するものであると校長が判断すれば公務出張は可能である。

〈根拠〉

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 38】

休憩時間は連続して与えられなければならないものであるが、実際にはどうであるか。

〈答え〉

原則として休憩時間は45分連続となっているが、分割で運用していることが多い。

なお、労働基準法により途中付与の原則、自由利用の原則が定められている。

〈根拠法令・規則〉

労働基準法 第34条第1項～3項

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第6条

【質問 39】

出勤簿の印鑑を紛失した場合どうすればよいか。

〈答え〉

特に規定はない。出勤簿の備考欄に「〇年〇月〇日改印」と明記する。

【質問 40】

教員には教育公務員特例法で研修を受ける機会が与えられているが、勤務場所を離れて承認研修を受ける場合の取扱いはい？

〈答え〉

1. 承認研修の対象者

副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員

2. 申請の方法

事前に承認研修計画書を提出する。

3. 承認の判断基準

次に掲げる事項を総合的に勘案の上、客観的に見て、真に研修として値するかどうかを判断し、校長の裁量により承認される。

(1) 承認研修の時期が授業に支障がない長期休業期間中であり、かつ、校務運営上の支障がないこと。

(2) 職務との関連性及び承認研修終了後における職務遂行上の有益性が認められること。

（組合主催の教研集会等は認められない）

(3) 承認研修の日数、時間及び場所が適切であること。

4. 承認研修の変更、報告

承認研修の日時等を変更する場合は、事前に承認研修計画書を提出する。

研修後に、承認研修報告書を提出する。

〈根拠法令・規則〉

教育公務員特例法 第22条第2項

教育公務員特例法 第2条第2項

地方公務員法 第35条

〈根拠〉

平成21年3月30日付け教号外 承認研修の取扱いについて

【質問 41】

平日に部活動として中体連以外の大会で生徒を引率する場合は出張の扱いでよいか。

〈答え〉

校長の承認があれば出張となる。

〈参考〉

「教職員のための人事関係質疑応答集」（昭和57年4月）（宮城県教育庁学務課編纂 ギョウセイ
1982年）p75

【質問 42】

職員が国民体育大会に選手として出場する場合の勤務の取り扱いは、どうなるのか。

〈答え〉

特別休暇となる。（主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。）

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第31号

〈根拠〉

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について
第20条関係 3(26)

【質問 43】

職員が国民体育大会に参加する場合の勤務の取り扱いは、すべて特別休暇となるのか。

〈答え〉

選手又は役員として参加する場合は特別休暇となる。(主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。)

なお、大会役員は、直接運営に携わるもの(競技審判等)のみ認め、庶務的な随行員・補助員は認められない。休暇期間には合理的な往復日数も認められる。(事前練習・下見は不可。)

また、主催者等から委嘱又は依頼を受け、かつ、所属長あての要請を受けて、大会役員、競技会係員、選手として参加する児童生徒引率者等として従事する場合は、職務に従事するものとして、出張を命ずることが可能。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第31号

〈根拠〉

人事委員会規則八ー六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について
第20条関係 3(26)

平成9年6月12日付け総第149号 第56回国民体育大会の開催に伴う業務等に従事又は選手等として参加する教職員の服務及び児童生徒の取扱いについて

〈参考〉

出勤簿表示と関連服務について(平成24年度改訂版)(仙台教育事務所管内事務職員会)

【質問 44】

学校職員が居住する市町村の青年団のメンバーとして、全国大会に参加する場合の服務上の取り扱いはどうなるのか。

〈答え〉

用務内容から公務に該当しないとの判断がなされる場合には、市町村条例等に基づき職専免によるか、年次有給休暇を取得することになる。

なお、職専免の場合においても用務内容をもって判断され、一律に「公務外であるから職専免となる」わけではなく、また団体依頼通知に記載された「用務内容の詳細と所要時間」及び「団体からの旅費支給の有無」等により、公務の可否について判断する。

〈根拠〉

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 45】

学校が所在する市町村外から中体連の審判依頼があった場合の職員の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

出張(中体連から文書で派遣依頼があり、学校長から出張命令を出された場合。)

特別休暇(主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。)

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第31号

〈根拠〉

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について

第20条関係 3(26)

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

【質問 46】

生徒を引率せずに中体連の運動競技会や会合に役員としてのみ赴く場合の職員の勤務の取り扱いは。

〈答え〉

中体連の会合や運動競技会が学校運営又は教育活動と密接に関連する内容の用務である場合は公務出張が可能である。

上記に該当しない中体連の運動競技会に役員として参加する場合は特別休暇となる。(ただし主催者等から参加を要請された場合に限るものとする)

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第31号

〈根拠〉

平成14年3月29日付け教号外 県費負担教職員の出張等の取扱いについて

人事委員会規則八一六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の運用について

第20条関係 3(26)

【質問 47】

東北中学校陸上競技大会、全国中学校陸上競技選手権大会への宮城県中体連陸上競技専門部強化委員としての派遣依頼が、宮城県中体連陸上専門部部長名で学校長あてに来たが、出張扱いになるか。もしくは、特休の第31号に該当するか。

〈答え〉

職務または職務外の場合があるので、「教職員のサービスの取扱いについて(通知)(H17. 3. 31日付け教号外)」により、個別に判断することになる。

職務外としての取扱いになる場合、特休第31号の「国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に(略)役員として参加する場合」に該当する。

〈根拠法令・規則〉

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第20条第1項第31号

〈根拠〉

平成17年3月31日付け教号外 教職員のサービスの取扱いについて

經理關係

22問

【質問 48】

フリーレント期間が生じる物件へ転居した場合の住居手当届出の取扱いは？

〈答え〉

届出手続きは家賃発生時のみ必要となる。

ただし、もともと住居手当が支給されていた職員については、従前の手当を非支給にする必要があるため、0円時と家賃発生時に届出が必要となる。

【質問 49】

配偶者が育児休業中である場合、扶養親族として扶養手当の支給を受けられるか。

〈答え〉

- ・届け出のあった日から1年間の収入が130万円以内であれば支給される。
- ・育休明け復帰するまで受給できる。
- ・育休手当金は所得と見なす。

〈根拠〉

扶養手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 50】

育児休業に入る妻を被扶養者にしたい場合、どんな添付書類が必要か。

〈答え〉

申立書、妻の向こう一年間の収入証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本、辞令の写し

※育休手当金の見込み額に要注意！

〈根拠〉

扶養手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 51】

職員の実父が、自己所有の土地を売り2、000万円程の収入があった。この場合、扶養手当等の認定の取り消しをしなければならないか。なお、職員の実父の恒常的収入は、農業共済年金の86万円のみである。

〈答え〉

この場合は一時的な収入なので、「恒常的な所得」にあたらない。扶養手当と共済被扶養者の認定の取り消しをしなくてもよいが、課税所得となるので、その年の税法上の控除対象扶養親族としては認められない。

〈根拠〉

扶養手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

〈参考〉

年末調整のしかた(令和5年版)

【質問 52】

特定扶養親族とはどういうものか。

〈答え〉

年齢19歳以上23歳未満(令和5年の場合は平成13年1月2日～平成17年1月1日生)で、その年の所得の見積額が48万円以下の人

〈参考〉

年末調整のしかた(令和5年版)

【質問 53】

徒歩で2キロメートル未満、バスだと2キロメートル以上の場合、通勤手当が支給されるか。

〈答え〉

通常は支給されない。しかし、交通機関利用でなければ通勤が著しく困難な場合は支給できる。著しく困難な場合とは、具体的には身体障害者等で徒歩通勤が困難な場合などが考えられる。

〈根拠〉

通勤手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 54】

通勤手当で月の初日が休日であった場合の事実発生日はいつか。

〈答え〉

月の初日またはこれに引き続く日が休日もしくは勤務を要しない日である場合、当該初日に職員が通勤できる状態にある時(例:前月末に転居した時、月の初日付けで採用又は異動した時)は、当該初日を事実発生日として取り扱う。

また、休日に限らず特休・年休など有給休暇の場合も、事実発生日として取り扱える。

〈根拠〉

通勤手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 55】

月の初日が祝日等になっているが、命令により業務のため通勤した。その後、2日から病気休暇により月末まで通勤しないこととなるときは、この月分の通勤手当は支給できるか。

〈答え〉

月の初日が祝日等になっており、2日から月末まで通勤しないこととなる場合であっても、初日に通勤の事実があるときは、その月分の通勤手当は支給することとなる。

〈参考〉

通勤手当に関する質疑応答集(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 56】

総合教育センターで長期研修を受講している職員の通勤手当はどのように支給されるか。

〈答え〉

自宅から総合教育センターまでの経路及び方法により決定された通勤手当が支給される。

〈根拠〉

平成25年1月7日付け教号外 長期研修等の旅行命令と今後の取り扱いについての一部改正について

【質問 57】

どのような場合に通勤手当の高速料金の支給が認められるか。

〈答え〉

通勤のため高速自動車国道等を利用してその料金を負担することを常例とする職員で、その利用により通勤時間が30分以上短縮され、かつ(1)又は(2)に該当する職員については、その経路及び方法を手当額算出の基礎とすることができる。

(1) 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上の職員

(2) 高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上の職員

〈根拠〉

通勤手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 58】

職員の被扶養者である配偶者名義で住宅を借り受けている場合、職員は手当を受給できるか。

〈答え〉

受給できる。ただし、職員本人が家賃を払っていることが必要である。

〈根拠〉

住居手当認定要領(令和5年8月1日一部改正版)

【質問 59】

文部科学省(県教委)の海外視察団に参加している期間中、教育業務連絡指導手当は支給されるか。

〈答え〉

期間を問わず、支給されない。

〈根拠〉

教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当の手引(令和3年4月1日適用) p25

【質問 60】

年度途中で校内発令により学年主任が変わった場合、その職員に教育業務連絡指導手当は支給されるか。

〈答え〉

校内発令されれば支給される。なお、校内発令日が月の初日以外の場合、その月は従事した日に応じて新旧の学年主任に手当が支給される。また、教育事務所へ「K02身分・職名等修正報告書」と「様式8主任等名簿」の提出が必要である。

〈根拠法令・規則〉

人事委員会規則7-2 第24条

【質問 61】

中体連主催の合同練習会に生徒を引率して参加した場合、特殊勤務手当条例第26条第1項第3号業務に該当し、教員特殊業務手当を支給できるか。

〈答え〉

合同練習会のような技術の向上を目的とした、競技性のないものは第3号業務に該当しない。
ただし、時間要件を満たせば、第4号業務に該当する。

〈根拠〉

教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当の手引（令和3年4月1日適用） p10

【質問 62】

駅伝試走の引率を週休日に3時間以上行った場合、特殊勤務手当条例第26条第1項第4号業務に該当し、教員特殊業務手当は支給されるか。

〈答え〉

支給できるものとする。

ただし、教育活動の一部としてその管理の下に行われる業務で、あらかじめ指導を担当することとされている職員が行う場合に限る。

〈根拠法令・規則〉

人事委員会規則7-2 第23条第8項

【質問 63】

日曜日の午前中に、顧問ではない部活動を代理で2時間指導し、午後から自分が顧問の部活動を2時間指導した場合、教員特殊業務手当の第4号業務に該当するか。

〈答え〉

第4号業務に該当しない。正規の顧問がいない場合の部活動はすべきでないと思われる。

〈根拠法令・規則〉

人事委員会規則7-2 第23条第8項

【質問 64】

へき地手当とへき地手当に準ずる手当の違いは何か。

〈答え〉

へき地手当は、へき地学校等に勤務する職員に在職中支給される。

へき地手当に準ずる手当は、へき地学校等への異動に伴い住居を移転した職員、または職員の勤務する学校が移転してへき地学校等もしくは特別地域学校に該当することとなった場合に、その移転に伴って住居を移転した職員に支給され、移転した日から開始し当該異動等の日から起算して3年に達する場合、又は自己都合による住居移転等があった場合、定める日をもってその支給を終わる。

〈根拠法令・規則〉

人事委員会規則7-39

【質問 65】

地域手当の異動保障の根拠は何か。

〈答え〉

適材適所の人事配置を行うに当たり、地域手当の支給を受けている職員が支給割合が下がる地域に異動等した場合に、円滑な異動及び適切な人材配置を確保するため、その職員が受けていた地域手当の支給割合を一定期間保障することが適当と考えられるところであり、このような事情を考慮して、異動保障の制度が設けられているものである。

異動保障の内容としては、支給期間は2年間とし、1年目は異動等前の支給割合、2年目は1年目の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とされている。

〈参考〉

「諸手当質疑応答集」(第14次全訂版)(公務人材開発協会人事行政研究所編集 学陽書房 2020年)
p247

【質問 66】

部分休業を取得した場合の給与はどのようになるか。

〈答え〉

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

勤務1時間当たりの給与額の計算は以下のとおり。

$$〔※^1 \text{ 給与条例第17条に定める給料及び諸手当}〕 \times 12$$

$$〔1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52〕 - 〔※^2 \text{ 休日の日数} \times 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分}〕$$

※¹

- ・給料(給料の調整額及び教職調整額を含む)
- ・管理職手当
- ・初任給調整手当
- ・給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当(1円未満切捨て)
- ・給料の月額に対する特地勤務手当(特地勤務手当に準ずる手当を含む)

(注) 規則7-62第3条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額

- ・給料の月額に対するへき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む)

(注) 規則7-39第4条の規定により地域手当との調整を受ける職員は、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当の月額を減じて得た額

- ・寒冷地手当
- ・義務教育等教員特別手当
- ・産業教育手当
- ・定時制通信教育手当
- ・農林漁業普及指導手当

※²

令和5年度は17日

〈根拠法令・規則〉

職員の育児休業等に関する条例 第21条

職員の給与に関する条例 第17条

〈参考〉

給与テキスト(令和5年4月1日現在)

【質問 67】

前の質問で1時間当りの給与額を計算する場合に、端数処理の仕方は？

〈答え〉

減額する場合の1時間当りの給与額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

なお、時間外勤務手当額の算出方法にかかる端数処理については異なるので、給与テキスト等を参照し注意すること。

〈参考〉

給与テキスト(令和5年4月1日現在)

【質問 68】

ほとんどの学校で、施設開放(体育館・校庭等)をしていると思うが、開放しなければならない法的根拠はあるか。

〈答え〉

学校は各市町村の行政財産であることから、社会教育法に、教育委員会は学校教育上支障がないと認める限り、学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならないとある。また、学校教育法には、学校教育上支障のない限り、学校には社会教育に関する施設を附置し、または学校の施設を社会教育その他の公共のために利用させることができる、とある。

このようなことから、学校では社会教育団体、その他から要請があった場合には、状況を勘案し支障がないと認められる限りにおいて開放しなければならないものと解される。

〈根拠法令・規則〉

社会教育法 第44条

学校教育法 第137条

地方自治法 第244条

市町村学校施設開放条例等

【質問 69】

夜間に施設開放した場合、施設使用料(電気料等)を実施団体から徴収することはできるか。また、施設等を破損した場合には、現状回復費用を弁償させることはできるか。

〈答え〉

市町村の条例や規則に定めがあれば、使用料の徴収や原状回復費用の弁償をさせることができる。ただし、学校独自で定めることはできない。

〈根拠法令・規則〉

市町村学校施設開放条例等

ご質問・ご意見などは、吉岡小学校へメールでお寄せください。

yoshioka-e@taiwa-tk.ed.jp

黒川郡事務職員会 研修委員会

令和4年度

吉岡小学校	高橋みゆき
吉岡小学校	岡 祐加
吉岡小学校	佐藤のぞみ
宮床小学校	星 信次
吉田小学校	千葉 裕子
鶴巣小学校	日景 公子
大衡中学校	管野裕美子

令和5年度

吉岡小学校	高橋みゆき
宮床小学校	星 信次
吉田小学校	伊藤 大斗
鶴巣小学校	日景 公子
大衡小学校	小坂まどか
大衡中学校	管野裕美子